# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2件

## 広島国民年金 事案 758

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成5年4月から7年3月まで

私は、申立期間当時、学生だったが、20歳になった時に国民年金保険料の納付義務が発生したので、母親が国民年金への加入手続を行い、その後、継続的に保険料を納付していた。母親も私も免除申請を行った記憶は無く、免除期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

るのが自然である。

申立人とその母親は、申立期間当時、国民年金保険料の免除制度について知 らなかったとしている上、当時、申立人の保険料を納付していたとする申立人 の母親の厚生年金保険加入状況及び標準報酬月額は、申立期間前後を通じて特 に変化は無く、これら母親の給与所得及び申立人の父親の遺族厚生年金の受給 額等からみて、申立人の母親には保険料を納付する資力はあったと判断される ことから、申立人の母親が国民年金保険料の申請免除を行ったとは考え難い。 また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、 保険料納付について、「年配の男性職員が自宅に来て、国民年金への加入を勧 めたので、加入手続を行い、保険料を納付した。その後は納付書により、毎月、 銀行の窓口で納付していた。」と供述しているとおり、当時、市職員が加入勧 奨及び国民年金保険料滞納者を対象に集金を行っていたことが確認できる上、 申立人の平成5年2月分及び同年3月分の保険料は同年6月に納付されてい ることから、申立人は、同年\*月の20歳到達時に強制適用となったが、同年 4月まで加入手続が行われていなかったため、市職員が申立人宅を訪問し加入 手続を行い、年金手帳が払い出された同年5月の時点で過年度納付となった同 年2月分及び同年3月分の保険料を納付書により、同年6月に納付したと考え

さらに、申立人の母親は、申立期間当時、勤務先近くのA銀行B代理店の窓口で国民年金保険料を納付し、後日、同代理店の窓口の女性行員が勤務先まで

領収書を届けてくれていたと供述しているとおり、同銀行では、同代理店は、申立期間当時、窓口業務を行っていたが(現在は現金自動預払機のみ設置)、国民年金保険料納付窓口ではなかったため、保険料納付窓口であった同銀行C支店への取次ぎという方法で、いったん保険料を預り、同支店の外交員が同代理店に立ち寄った際に、保険料を持ち帰って国庫に納入し、後日、保険料納付者に領収書を渡していたとしている上、申立人が挙げた当時の同代理店の女性行員の在籍も確認できることから、申立内容は信ぴょう性が高いと認められる。加えて、社会保険庁のオンライン記録では平成5年2月分及び同年3月分の国民年金保険料は納付済みで、また、申立期間は申請免除となっているのに対し、市のオンラインシステムでは未加入期間となっており、行政側の国民年金に関する不適切な事務処理がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成4年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 平成4年4月1日から同年4月4日まで 社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、私のA 社での被保険者資格取得日が平成4年4月4日となっていたが、同年4月1 日から勤務していたので資格取得日を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立事業所において、厚 生年金保険の被保険者資格を平成4年4月4日に取得したこととされている。

しかしながら、申立期間については、申立人が所持している年金手帳の厚生年金保険の記録欄の被保険者となった日が平成4年4月1日と記載されているほか、平成4年分給与所得の源泉徴収票において就職日は同年4月1日と記載されている上、同じく申立人が所持している雇用保険被保険者証の「被保険者となった年月日」及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても被保険者となった日は同年4月1日と記載されていることから、申立人は、同年4月1日から勤務していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日を平成4年4 月1日に訂正することが必要である。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和39年1月1日から同年4月1日まで 私の厚生年金保険の加入記録から、昭和39年1月から同年3月までの期間が漏れていることに納得がいかない。

なお、私が保管する「昭和39年分給与所得の源泉徴収票」及び「昭和39年7月分給与支払明細書」によれば、源泉徴収票の社会保険料額を12か月で除した金額の方が給与支払明細書の社会保険料額よりも多いことを申し添える。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間中に申立人の勤務場所に申立人あての手紙が配達されているのが確認できること及び元同僚の供述から判断して、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたと推認できる。

また、申立人が所有する昭和39年7月分給与支払明細書の控除額欄における健康保険料及び厚生年金保険料の合計額は1,617円で、これの12か月分の金額を試算すると19,404円となるが、その金額よりも昭和39年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料欄に記載された20,580円の金額の方が多いことから、39年1月から同年12月までの給与から厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和39年4月の社会保険庁のオンライン記録から、3万3,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行した か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(24万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保 険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 15 日

平成15年12月15日支払の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、総支給額での厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、税金、保険料等の控除後の支給額で届出されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった 12 月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(24万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義

務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日にその主張する標準賞与額(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保 険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成15年12月15日

平成15年12月15日支払の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、総支給額での厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、税金、保険料等の控除後の支給額で届出されているので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった 12 月期末勤勉手当支給表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額 (26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における12月期末勤勉手当支給表において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が相違していること、及び事業主が誤った厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したと申し出ていることから、事業主は、12月期末勤勉手当支給表で確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義

務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月19日から42年2月25日まで 社会保険事務所に年金記録を照会したところ、私がA社に勤務した昭 和37年2月から42年2月までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無 く、脱退手当金を受給したことになっていた。

A社を退職する時は、脱退手当金の制度を知らなかったが、退職後3年ぐらいたったころ、当時の同僚と偶然出会い、その時の会話の中で脱退手当金のことを知り、私も脱退手当金を受給しておけばよかったと思ったことを覚えている。

私は、脱退手当金の手続及び受給の記憶が無いので、脱退手当金を受 給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する脱退手当金裁定請求書は、昭和 42 年 5 月 1 日の婚姻後の同年 6 月 13 日付けで提出されているが、この脱退手当金裁定請求書には、申立事業所を退職後に転居した住所地(B市C町)が記載され、脱退手当金の国庫金送金通知書の控えには、「払渡店(局) D郵便局」(現在は、E郵便局)及び「国庫金送金請求(通知) 書番号第 2181号」との記載がある上、この「D郵便局」(当時)と転居後の住所地は近隣であることから、申立人は婚姻後に脱退手当金を受け取ることが可能であったことが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 42年7月 11 日に支給決定がなされているなど、一連の事務手続に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和43年4月1日から44年1月4日まで 私は、昭和43年4月に、A大学B学部の夜間部へ通いながら、C社 に嘱託社員として採用された。当時は、健康保険にも加入していたと思 う。申立事業所は、地元では有名な会社であり、その後アルバイトとし て勤務したD社での厚生年金保険の加入記録から考えても、申立事業所 入社直後からの9か月間が未加入とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夜間は大学に通いながら、昼間は申立事業所で嘱託社員として勤務していたとしているとおり、申立人が名を挙げた同僚は、申立人が昭和 43 年4月ごろから申立事業所に勤務していたと供述している上、この同僚が所持する昭和 43 年7月1日現在で作成された申立事業所の住所録には、「嘱託員」として申立人の氏名が登載されていることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたと認められる。

しかし、申立人と同じ業務に従事していた上記の同僚は、自身の申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は入社日から1年後であるとし、また、申立事業所は、「当時は正社員であっても、3か月ぐらいの試用期間があり、その後、社会保険に加入させていたようだ。」と供述している上、他の同僚からも、嘱託社員は入社日から相当期間経過後に厚生年金保険の加入手続が行われていたとの供述が得られたことから、申立人についても、入社と同時に厚生年金保険の加入手続は行われず、申立期間経過後に加入手続が行われたものと考えられる。

さらに、申立事業所には、申立期間当時の申立人に係る社員名簿等の関係書類が残っておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険への加入手続の

詳細について確認することはできない。

加えて、社会保険庁が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間直後の昭和 44 年 1 月 4 日から 45 年 6 月 26 日までの加入記録はあるが、当該原票の申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立期間において申立人が厚生年金保険被保険者であったことは確認できない上、申立人の申立事業所における雇用保険被保険者記録は、申立期間後の期間(昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 6 月 25 日までの期間)となっている。

その上、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の厚生年金保険料控除についての記憶もあいまいであり、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。